

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年8月29日(2024.8.29)

【公開番号】特開2023-43708(P2023-43708A)

【公開日】令和5年3月29日(2023.3.29)

【年通号数】公開公報(特許)2023-058

【出願番号】特願2021-151477(P2021-151477)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 6 1

A 6 3 F 5/04 6 5 0

【手続補正書】

【提出日】令和6年8月21日(2024.8.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【請求項1】

有利区間においては遊技者に有利な有利遊技に関する所定の抽選を実行可能であり、

通常区間では遊技者に有利な有利遊技に関する所定の抽選を実行せず、

ストップスイッチの押し順には推奨押し順と非推奨押し順とを有し、

有利区間における所定の遊技において非推奨押し順でストップスイッチを操作する場合、

最初のストップスイッチの操作に基づきストップスイッチの推奨押し順に関する推奨報知を実行可能とし、

通常区間における特定の遊技において非推奨押し順でストップスイッチを操作する場合、

最初のストップスイッチの操作に基づきストップスイッチの推奨押し順に関する推奨報知を実行可能とする

30

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、以下の解決手段によって上述の課題を解決する（かっこ書きで、対応する実施形態の構成を示す。）。

40

本発明は、

有利区間においては遊技者に有利な有利遊技に関する所定の抽選(A T 抽選や C Z 抽選)を実行可能であり、

通常区間では遊技者に有利な有利遊技に関する所定の抽選を実行せず、

ストップスイッチの押し順には推奨押し順(順押し)と非推奨押し順(変則押し)とを有し、

有利区間における所定の遊技において非推奨押し順でストップスイッチを操作する場合、

最初のストップスイッチの操作に基づきストップスイッチの推奨押し順に関する推奨報知を実行可能とし、

通常区間における特定の遊技において非推奨押し順でストップスイッチを操作する場合、

50

最初のストップスイッチの操作に基づきストップスイッチの推奨押し順に関する推奨報知を実行可能とする  
ことを特徴とする。

10

20

30

40

50